

令和6年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月2日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	1 0 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	1 1 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	1 2 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	1 3 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	1 4 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 10 議案第 49 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 11 議案第 50 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 12 議案第 51 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 13 議案第 52 号 令和 5 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第 53 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第 54 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第 55 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 議案第 56 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 議案第 57 号 坂城町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 58 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 59 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 60 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 22 議案第 61 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 23 議案第 62 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 24 議案第 63 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第127条の規定により、7番 中村忠靖議員、8番 星 哲夫議員、9番 玉川清史議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和6年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、先週日本に上陸した非常に強い勢力の台風10号は、昨日、東海道沖で熱帯低気圧に変わりましたが、進路にあたった九州や四国、近畿などのほか、台風から離れた地域でも記録的な大雨を観測し、人的被害も出るなど、広範な地域に甚大な被害をもたらしました。今回の台風は、速度が非常に遅く、同じ地域に長時間とどまったことで、被害が拡大したものと考え

ておりますが、温暖化の影響で、今後こうした台風が増えるとの指摘もあります。また、この夏は大気的不安定な状態が続き、当町におきましても、激しい雷雨が度々発生し、大雨警報なども発令されましたが、全国各地でも、激しい雷雨や活発な前線の活動に伴う大雨などで、河川の氾濫や土砂災害が頻発し、建物の浸水や損壊、道路の冠水など、自然の脅威が日本列島を襲っています。町では、7月25日に全区長さんにお集まりいただきまして、台風シーズンが本格化する夏から秋にかけ、大雨への備えがますます重要になることから、ハザードマップや避難情報のポイント、避難行動フローなどについて説明をさせていただく「防災説明会」を開催し、日頃からの備えをお願いしたところですが、改めて災害時の行動などを再確認していただきますよう、お願いするところでもあります。

また、去る8月8日の午後4時43分頃には、宮崎県沖の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で最大震度6弱を観測したのをはじめ、九州から近畿、東海にかけての広範囲で揺れが観測されました。今回の地震は、南海トラフ地震の想定震源域で発生したことから、気象庁では2017年11月の運用開始以来初めて「南海トラフ地震臨時情報“巨大地震注意”」を発表し、通常的生活を維持しながらも、発生から1週間は地震が起きたらすぐに避難ができる準備をするよう呼びかけました。

政府の中央防災会議では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、広範な地域での強い揺れや大津波を想定しており、特に著しい地震災害のおそれがある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定し、県内でも南信地域を中心に34市町村が指定されております。当町は指定地域ではありませんが、夏休みやお盆の時期と重なり、旅行など多くの人の移動が見込まれたことから、県からの注意喚起をいち早く町ホームページで町民の皆様にお伝えしたところでもあります。また、8月9日には神奈川県西部、19日には茨城県北部を震源とする地震が発生し、いずれも最大震度5弱を観測するなど、大きな地震が多発する中、町におきましては、8月25日に、大型の地震を想定しての「町総合防災訓練」を、村上地区を対象として村上小学校において実施いたしました。前日の降雨により、一部訓練は中止としましたが、村上地区の自主防災会や民生委員、婦人消防隊、消防団など、大勢の皆さんに情報伝達訓練や避難所設営訓練などの各種訓練にご参加いただいたところでもあります。また、今回の訓練では、長野県動物愛護会長野支部にもご協力をいただき、ペットの同行避難についての理解を深めていただく場も設けたところであり、こうした様々な訓練を通じ、常日頃からの備えの重要性を再認識していただく機会になったものと考えております。

さて、今年で47回目を迎えました夏の風物詩、町民まつり「坂城どんどん」を8月3日に横町・立町通りを会場に開催し、昼の部ではステージ発表や特別ゲストの音楽芸人こまつさんによるライブが行われ、子ども広場やビアガーデンでは大勢の方でにぎわいました。また、今年、村上義清公没後450年を記念し、商工会の皆さんや子どもたちが手作りの甲冑を身に

まとい横町通りを行進する甲冑行列や、千曲川坂城陣太鼓による太鼓演奏、神輿の練り歩きなどが行われたほか、夜の部では5年ぶりに踊り流しが開催され、各連が息の合った踊りや威勢のよいパフォーマンスを披露し、横町・立町通りが熱気に包まれました。連日猛烈な暑さが続く中ではありましたが、ご参加いただいた町民の皆様や、開催にあたりご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、このたび、近代建築の記録・保存を目的として、オランダに本部を置く国際的学術組織であるDOCOMOMOの日本支部、一般社団法人DOCOMOMO J a p a nによる「日本におけるモダン・ムーブメントの建築290選」に、町体育館が選定されました。昨年は、全国で10件の新規認定があり、選定につきましては、日本建築学会の協力を得て取りまとめたもので、年月を経てもオリジナルの建築的価値を残していることや、建築当時に技術的な革新性を有し、使用される中でその価値が継承され、高められていることなどが基準になっているとのことで、県内では軽井沢町の聖パウロ教会など4件、立科町の1件に続いて6件目の選定となりました。

町体育館は、千曲市出身の建築家 滝澤健児さんの設計により、1970年、昭和45年に建築されたもので、DOCOMOMO J a p a nの評価としましては、「町民が誇りを持てるシンボリック的存在であることを願い、個性的な創造力を駆使した屋根の折版形状と、切り妻のひさしが並んだ軒先、三角スクリーンであります。これが特徴的なデザインで、ダイナミックな空間構成を特徴とするモダニズム建築群の代表的なものであり、今後のさらなる利用が期待される」とのことでありました。

今回の選定を受け、8月19日には、DOCOMOMO J a p a nの代表理事及び選定の推薦にご尽力いただきました長野県建築士会の皆様がお見えになり、「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」選定プレートを贈呈いただきました。このプレートにつきましては、体育館を訪れた方にもご覧いただけるよう、体育館に入って正面に設置されております掲示板上部の壁に掲示をしておりますので、お越しの際はご覧をいただければと思っております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス2.8%と、前期から伸びが加速している一方、雇用改善ペースの鈍化や若年層などの支出余力の低下などにより、年後半の個人消費は減速するものの、利下げなどにより景気拡大ペースは底堅く推移すると見通しております。

また、ヨーロッパにおきましては、インフレ圧力の緩和による実質所得の回復により、個人消費が緩やかに増加し、ECB（欧州中央銀行）による利下げも内需の拡大に寄与する見通しから、景気は持ち直しの動きを続ける見通しではありますものの、フランスの政局混乱が財政悪化への懸念につながる可能性や、アメリカ大統領選挙の結果に注意が必要としております。

一方、中国におきましては、国内需要の鈍化を主因として景気が減速しており、4～6月期

の実質GDP成長率は、前期比年率プラス2.8%と、1～3月期から大幅に低下している状況となっております。節約志向による個人消費の低迷に加え、これまで景気の下支え方向に作用していた輸出についても、欧米諸国がEVなどへの関税を引き上げる予定で、一転して下振れ要因になることが予想されるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による8月の「月例経済報告」では、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、先行きにつきましては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方、「海外景気の下振れによるリスクや、物価上昇、中東情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が7月に発表しました「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費は緩やかに増加しており、公共投資についても増加しているとしております。また、設備投資も堅調に推移している一方で、企業の景況感は幾分悪化しているとしており、総論として「長野県経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している。」との観測であります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業が6社から5社に、また、売上げについては7社から8社になるなど、ほぼ横ばいで推移しているものの、3か月後の見込みでは、生産量をマイナスとしたのは7社から2社に、売上げについても8社から2社に減少するなど、明るい兆しが見えております。

雇用につきましては、4～6月の実績が総計でプラス73人と、3か月前のマイナス16人から大幅に増加し、来春4月の雇用につきましても、11社が増員予定で、7社が減員分の補充等を予定するなど、全体では116人の増員予定となっており、事業の拡大に向けた活発な姿勢がうかがえる状況となっております。

為替レートや株価が乱高下する不安定な状況ではありますが、国内外の経済動向を注視しつつ、今後の町内企業の発展に期待するところであります。

続きまして、令和5年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分が令和4年度と比較いたしますとプラス2.2%、約1,600万円の増収となった一方、法人分につきましては、物価高騰による経費等の増加や売上げの減少などにより、マイナス23.1%、約1億2,300万円の減、固定資産税につきましては、マイナス0.5%、約600万円の減で、町税全体では、前年度対比マイナス3.9%、約1億800万円の減収となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定費目であり、ます町民税が大幅に増額算定となったことから交付額は減額となり、地方交付税全体では、前

年度対比マイナス１１．０％、約１億８，７００万円の減となっております。

また、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される「財政力指数」につきましては、３か年の平均値が前年度の０．６４１から０．６２１となり、０．０２ポイントの減となっておりますが、県内における順位につきましては、昨年同様、７７市町村中６番目、町村の中では前年度の３位から軽井沢町に次ぐ第２位と上昇しております。

次に、国庫支出金につきましては、前年度に引き続き、新型コロナウイルスや物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金等の補助金が交付されましたが、新型コロナウイルスの感染対策及びワクチン接種に係る補助金が減額となり、前年度と比較し、約１億３，８００万円の減となっております。

県支出金につきましては、ＪＡながのちくま果実流通センターの施設等改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金の増額等により、プラス１１．９％、約５，１００万円の増となっております。

諸収入につきましては、昨年４月から開始した小中学生の学校給食費の無償化に伴う学校給食費納入金の減額等により、前年度と比較し、約４，７００万円の減、町債につきましては、前年度実施の町体育館耐震改修事業に係る緊急防災・減災事業債や臨時財政対策債の減額等により、マイナス４６．３％、１億５，４００万円の減となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比マイナス７．２％となる７６億９，０１０万５千円であります。

一方、歳出につきましては、町道Ａ０１号線道路改良事業や橋梁修繕事業を継続して実施しましたが、前年度事業の町体育館耐震補強・大規模改修工事や、びんぐし湯さん館リニューアル改修工事の減に加え、文化センターの耐震補強及び大規模改修工事を令和６年度に繰り越したことなどにより、普通建設事業費全体では、前年度対比マイナス５３．０％、金額で約６億１，５００万円の減となる約５億４，５００万円となりました。

次に、義務的経費のうち扶助費につきましては、児童手当等の減により前年度対比マイナス５．７％、人件費につきましてはプラス０．６％、公債費につきましてはプラス２．２％で、義務的経費全体では、マイナス０．７％、約１，７００万円の減となっております。

そのほかの経費につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などにより、補助費等が前年度対比プラス８．０％、基金積立金などの積立金につきましてはマイナス５３．４％で、その他の経費全体では、マイナス８．７％、約３億９千万円の減額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比マイナス１２．５％となる７１億５，５２３万９千円となっております。

なお、令和５年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、前年度と同じくいずれもマイナス、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、３か年平均で、前年度と同じ７．９％となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、６月定例会以降の主な事業の進捗状況について申し上げます。

新複合施設につきましては、本年度実施いたします、基本設計業務の委託業者を選定するため、７月２９日に開催しました「指名型プロポーザル審査会」において、設計業者５社から「新複合施設基本構想・基本計画」を踏まえた提案をいただき、厳正な審査により最優秀提案者を決定し、基本設計業務委託契約を締結したところであります。

また、先月２８日には、新たに３名の公募委員を加えた建設委員会を開催し、基本設計業務における提案内容の説明のほか、今後のスケジュールなどについてご協議いただきました。

基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」となるよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、町のＤＸ推進につきましては、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した今年度の取組といたしまして、「書かない窓口」及び「公共施設の予約システム」並びに「観光・文化デジタル化事業」の３事業について導入を予定しているところであります。各事業とも、入札によるシステム構築業者の選定を行い、現在稼働に向けた準備を進めているところであり、利便性が高く、使いやすい仕組みとなるよう構築を図ってまいりたいと考えております。今後、運用に向けた準備が整い次第、利用方法等につきまして、広報や町ホームページ等を通じて、町民の皆様に順次お知らせしてまいりたいと考えております。

次に、２０５０年ゼロカーボンに向けた取組といたしまして、９月１日より順次、町内の公共施設など７か所にＥＶ（電気自動車）充電設備を設置し、供用を開始しているところであります。走行時に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない電気自動車の利用をしやすい環境を整えることで、電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化の抑制と脱炭素社会の実現を図ってまいります。

また、公益財団法人さかきテクノセンターが予定しております、テクノセンター建物のエネルギー収支を２５％以下まで削減するNearly ZEB化を目指した施設改修事業につきましては、このたび、環境省の補助事業として補助金の交付決定が得られ、いよいよ改修工事に着手したとお聞きしております。テクノセンターにつきましては、開館から３０周年の節目を迎えたところでありますが、次の３０年先へ、２０５０ゼロカーボンの実現に寄与する「も

のづくりのまちのゼロカーボン化」に向けた、大いなる前進であると期待するところであります。

また、びんぐし湯さん館におきましても、温室効果ガスの排出削減と施設の電気料金の軽減を図るため、現在、太陽光発電設備の整備工事を行っており、10月中旬頃より発電を開始する予定としております。

続きまして、町内インフラ関係の動向について申し上げます。

国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、令和5年度末現在の用地買収率が87%とお聞きしているところで、今年度の工事内容いたしますと、網掛地区の2か所のうち、村東集落付近において、路床・路体盛土、補強土壁工、プレキャストカルバート工、排水構造物工、側道舗装工等のほか、月見区西側付近におきまして、道路土工、地盤改良工、カルバート工、排水構造物工、舗装工などが行われる予定とお聞きしているところであります。去る8月7日は、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会として、千曲市、長野市、上田市、坂城町が合同で長野県及び長野国道事務所への要望活動を行うなど、一日も早い完成を目指し、引き続き取り組んでまいります。

また、主要地方道坂城インター線の延伸につきましては、本年3月25日、平成27年度に事業化された国道18号からテクノさかき工業団地までの400メートルの区間の供用が開始されるとともに、テクノさかき工業団地から千曲川を渡り、国道18号バイパスと接続する区間につきましても、今年度早々、事業化が決定されたとお聞きしているところであります。町といたしましても、国道バイパス事業と併せ、坂城インター線延伸事業の早期開通の進捗を図るべく、引き続き国や県等への関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、昭和橋修繕工事につきましては、今年度は国道側より1連目から3連目上流部の主構、アーチ部ですね。これの補修工事に10月から着手する予定としております。工事期間中、長期間にわたり交通規制を実施するため、皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水道事業広域化の検討につきましては、本年4月8日、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体により設立いたしました「上田長野地域水道事業広域化協議会」の第1回協議会が開催され、その後7月30日に開催されました第2回協議会では、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有することを目的とした「基本計画」を策定する方針を確認したところであります。今後も引き続き、町民の皆様への丁寧な説明とともに、ご意見をお聞きしながら、広域化を含めたさらなる検討を行い、今後の水道事業の方向性を決定してまいりたいと考えております。

中心市街地街並み整備事業につきましては、昨年度実施いたしました鉄の展示館北側、旧児玉邸敷地内の建物解体、竹木の伐採等に引き続きまして、今年度は竹木の伐根、西側ブロック

塀の基礎撤去、敷地内の整地工事を行い、7月末に完了いたしました。今後の整備につきましては、地域の方や有識者の方などのご意見をお聞きする中で、利活用について検討してまいります。

また、中心市街地コミュニティセンターにつきましても、老朽化した空調設備の更新工事を9月下旬までの予定で実施しております。工事期間中は、施設が休館となり、ご利用いただいている皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、葛尾組合において進めております不燃ごみ及び資源物の安定処理を継続していくための製品プラスチックの収集に対応した新たなリサイクルセンター建設事業につきましては、現在、旧焼却施設の解体に向けて除染作業とごみピットの埋立てを行っているところであり、今月から煙突の解体に着手いたします。引き続き葛尾組合及び千曲市と連携を図りながら、ごみ排出量の削減や分別徹底等によるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

次に、小中学校の環境整備といたしまして、町内の小中学校体育館のトイレについて、夏休み期間中に洋式化工事を実施いたしました。この工事は、既に洋式化を行っている南条小学校を除き実施したもので、快適な学校施設の整備を図るとともに、災害時に避難所となる各小中学校の体育館が、高齢者から幼児まで誰もが安心して快適に利用できるよう実施したものであります。

また、各小中学校に、順次、整備を進めることとしております災害用マンホールトイレにつきましては、今年度設置を予定しております村上小学校について、6月末に施工業者が決定し、現在は資材の手配を行っており、10月の工事着手、来年1月の竣工に向け、準備を進めているところであります。

さて、昨年度より進めてまいりました町文化センターの耐震補強及び大規模改修工事が6月末に竣工し、より安全で快適にお使いいただける施設として、7月1日よりリニューアルオープンいたしました。7月21日には、リニューアルオープン記念イベントとして、国内有数のチェリストであります海野幹雄さんを中心とする演奏家をお招きしての「サマー・コンサート」を開催し、バイオリン、チェロ、ハープ、ピアノによる華麗なアンサンブルや、海野さんに特別にアレンジしていただいた「坂城町の歌」のアンコール演奏など、約160名の皆様に美しい音色を堪能していただきました。

また、森工房を主宰しております故森仁志氏のご遺族様からご寄贈いただきましたフランス北西部ブルターニュ地方の巨石遺構、カルナック列石を描いた油彩画作品「有明の月」を文化センター大会議室入り口横に展示し、改装になった施設に彩りを添えていただきました。改めて御礼を申し上げますとともに、文化センターへお越しの皆様はじめ、多くの皆様にご覧いただきたいと考えております。

また、文化センターにおきましては、議員各位にもご列席いただく中、8月15日に、「第69回二十歳のつどい」が開催され、二十歳を迎えた101名の皆様に出席いただき、二十歳を祝う式典と記念撮影を行いました。今年度の「二十歳の集い」では、リニューアルいたしました大会議室の大型スクリーンに、二十歳を迎えた皆さんの小中学校時代の写真などの映像が映し出され、懐かしさと歳月の流れの速さに歓声が上がっていました。また、実行委員の代表からは、これまで支えてくれたご家族などへの感謝とともに、人として社会に貢献していくよう頑張りたいなどの思いが述べられ、頼もしく思うとともに、今後それぞれの目標に向かい、大いに活躍されることを期待したいと思うところであります。

さて、国の総合経済対策として実施しております物価高騰の影響を受ける低所得者世帯への支援につきましては、6月定例会で補正予算をお認めいただき、事業を進めているところで、8月末時点におきまして、令和6年度に新たに住民税均等割非課税または所得割非課税となる世帯への10万円給付を213世帯に、当該世帯を対象に18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を35人分行ったところであります。給付金の申請期限は10月31日までとなっておりますので、期限内に申請いただくよう広報等で周知を図ってまいります。

また、今年度実施しております所得税及び個人住民税所得割額の定額減税と併せ、減税しきれないと見込まれる方への「調整給付金」の支給につきましては、先月9日に支給対象となる約2,700名の方に対し支給の通知を送付いたしました。支給時期につきましては、確認書類等が整い次第順次支給することとしており、1回目の支給は9月10日を予定しているところであります。調整給付金につきましても、確認書等の返送が必要な方の提出期限は10月31日までとなりますので、周知に努めてまいります。

さて、9月16日の敬老の日を迎えるにあたり、町内で在宅の高齢者の皆様に対して、長寿のお祝いと敬老の意を表し、9月7日に敬老訪問を行う予定としております。今年度は9月1日現在、88歳の米寿の方が102名、99歳の白寿の方が8名、100歳以上の方が15名で、合計125名の皆様が敬老慶祝事業の対象となり、最高齢は大正9年生まれの104歳の方であります。

次に、医療機関の受診などの際に必要となります保険証につきましては、本年12月2日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行されることに伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましても、移行への対応を図ってまいります。現行の保険証は、令和7年7月31日まで従来どおり使用できる経過措置が設けられておりますが、既にマイナンバーカードをお持ちの方で、保険証の利用登録がお済みでない方は早めの登録をお願いいたします。登録につきましては、医療機関や一部コンビニエンスストアのATMでも申込みが可能となっておりますが、手続に際し、操作方法がわからないなど、お困りの場合や不安のある方には、福祉健康課窓口においてサポートしておりますので、お気軽にご利用いただ

きたいと思っております。

続きまして、今後の事業やイベントの予定等について申し上げます。

今週6日に、テクノさかき駅前広場を会場として、「第30回テクノさかき工業団地まつり」が開催されます。このお祭りは、工業団地内企業の従業員の皆様の親睦などを目的に始まりましたが、今では小さなお子さんから高齢の方まで大勢の方が楽しみにしておられ、今年もステージでのお笑いライブやコンサートのほか、屋台の出店、花火大会などを行いますので、多くの皆様にお楽しみいただければと思います。

また、今年度創立150周年を迎える町内の3小学校では、保護者や地域の有志の皆様などで組織された記念事業実行委員会が主体となり、様々な記念事業が進められております。議員の皆様をはじめ、地域関係者の皆様をお招きして開催する記念式典は、今月19日の村上小学校を皮切りに、10月25日は南条小学校、11月22日は坂城小学校において予定されております。150周年の節目に際し、各学校を支えてくださった地域の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後も地域とともに歩む学校運営に、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、9月補正予算の主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、普通交付税の確定に伴う地方交付税及び児童手当の拡充等に伴う国庫支出金などを増額する一方で、基金からの繰入金及び臨時財政対策債を減額いたしました。

歳出につきましては、本年10月分の児童手当から所得制限が撤廃され、支給対象児童を高校生年代まで延長し、さらには多子加算として第3子以降支給額の増額、支給回数も年3回から6回になるなど、制度が大幅に拡充されることに伴う扶助費等の経費を増額しております。

また、昨年度までは、生後6か月以上の全町民を対象に、予防接種法上の特例臨時接種として、全額国費によって行っていました新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、今年度からは予防接種法上の「定期接種」に位置づけが変わり、65歳以上の高齢者の方と60歳から64歳までの一定の障がいの有する方を対象に、毎年度1回の接種となったことから、接種委託料等の必要経費を計上いたしました。接種につきましては、10月から来年3月まで実施医療機関において行い、自己負担額は1,800円で受けていただくことができるものであります。

また、収量の確保が課題となっております、町の特産品「ねずみ大根」のF1種子につきましては、一般社団法人長野県原種センターなど関係機関と対応策を検討する中、圃場への十分な散水や、土壌改良などにより改善が図られる見通しが立ったことから、坂城町ねずみ大根振興協議会が取り組む井戸掘削や有機肥料の施肥等の関連費用に対する補助金を計上しております。これにより、F1種子の安定した確保と収量アップを支援してまいりたいと考えております。

これらのほか、冬季の降雪に備え町道及び林道の除雪経費、燃料価格高騰に伴う町温泉施設の指定管理者への持続化負担金及び各公共施設の光熱水費の増額、バラ公園の施設整備に係る工事請負費などを計上するとともに、現状の職員体制に合わせた人件費の調整をしております。

以上、令和５年度の決算状況及び令和６年度の主な事業の進捗状況並びに９月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人権擁護委員の推薦に係る案件が４件、専決報告が３件、人事案件が２件、広域連合規約の変更が１件、一般会計・特別会計の決算認定が５件、条例の一部改正が３件、令和６年度の補正予算が４件の計２２件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第４「諸報告」

議長（滝沢君） 地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジ株式会社に係る令和６年３月３１日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告をいたします。

議長（滝沢君） 日程第５「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第１２「議案第５１号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの８件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第５から日程第１２ 議案第５１号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、日程第５「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年１２月３１日をもって、３年間の任期が満了となる竹内琴美氏に代わり、中島三枝子氏

に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって、議会の意見を求めるものであります。

中島氏は、昭和48年より町職員として保育園に勤務され、村上保育園園長を経験されております。

退職後は、平成25年から28年まで、民生委員・児童委員を務められ、令和6年からは更生保護女性会会員としてご活躍いただいております。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

竹内氏には、2期6年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

日程第6「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる小林晴茂氏に代わり、朝倉美代子氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

朝倉氏は、昭和49年から62年まで荒川区職員として保育園に勤務され、現在は会計年度任用職員として南条保育園でご活躍いただいております。

また、平成22年から令和元年まで民生委員・児童委員を務められ、平成31年からは生涯学習審議会委員、令和3年からは国民健康保険運営協議会委員としてご尽力いただいております。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

小林氏には、3期9年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

日程第7「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる島田秀一氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

島田氏は、長年教員として勤務され、小・中学校校長を歴任されております。退職後は、村上、南条の両児童館の館長を歴任され、ご活躍されました。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる前沢栄子氏に代わり、小宮山広幸氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

小宮山氏は、昭和56年から令和2年まで製薬会社に勤務され、平成25年から30年までは、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会近畿北陸支部実務委員長を務められました。人格、

識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

前沢氏には、1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

次に、専決第9号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,260万円を増額し、歳入歳出予算の総額を70億1,843万6千円といたしたものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金1,260万円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、確定申告に伴う法人町民税の税償還金・還付加算金1,260万円を増額したもので、急を要することから専決といたしたものであります。

次に、専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年5月12日、南条の町道0332号線を自転車で走行中、前輪がグレーチングと水路の隙間に挟まり転倒したことにより、肋骨や指などの負傷及び自転車が損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

続きまして、専決第11号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年6月21日、町文化センター駐車場内において、職員が公用車を運転していたところ、駐車していた相手方車両に公用車を接触させ、相手方車両を損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

続きまして、議案第49号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって三井有奈委員の4年間の任期満了にあたり、その後任として、教職員として信州大学教育学部附属松本小学校副校長、千曲市立屋代小学校校長など要職を歴任された後、現在は信州大学教育学部で特任教授を務め、識見高く、広く教育活動を実践されております宮下昭夫氏が適任と存じ、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和6年10月1日から4年間であります。

三井氏には、2期8年間にわたりご尽力いただきましたことに心より感謝と御礼を申し上げます。

次に、議案第50号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ます。

本案は、9月30日をもって高橋 一委員の任期が満了となりますが、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和6年10月1日から3年間であります。

最後に、議案第51号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、国の制度改正に伴い、長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものであります。

変更理由といたしましては、マイナンバー法等の一部改正法により、本年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴うもので、現行の規約には、広域連合及び関係市町村が行う事務を列挙しておりますが、これらを「高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき行う事務」と変更するものであります。

規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定に基づき、広域連合に加入している全ての市町村議会の議決を得る必要があることから、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第7「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第9「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第9号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第11号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第10「議案第49号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第11「議案第50号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第12「議案第51号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番（大森君） 私は議案第51号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」反対の立場で討論いたします。

今日の信濃毎日新聞の1面で、全国の18紙、信濃毎日も参加して全国18紙の地方新聞が調査をした結果が出ました。マイナンバーカードの取得は、そもそも任意であります。この条例改正は強制するものにほかなりません。現行の保険証を残してほしい、信濃毎日新聞の1面では、8割の方が求めています。また、マイナ保険証を使う人でも59.8%の人が残してほしいという意見を持っております。特に高齢者、電子機器をまだまだ使い慣れていない皆さん、こういう方々が一挙にこれに変わっていく。非常に対応するには大変だと思います。やはりゆっくりとこの保険証を残し、順次多くの方がマイナカードを取得し、ほぼ全国民が所持するという状態になったときに初めて、これが実現するというふうに思います。よって、今回のこの条例改正には反対をするものであります。

議長（滝沢君）引き続き討論に入ります。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり決することに決定をいたしました。

議長（滝沢君） 次に、日程第13「議案第52号 令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第24「議案第63号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第52号から63号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額76億9,010万5千円、歳出総額71億5,523万9千円、歳入歳出差引額5億3,486万6千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で令和6年度へ繰り越した、文化センター耐震補強・大規模改修事業や、橋梁修繕事業などの繰越事業等の充当財源となる5億39万9千円を除いた3,446万7千円であります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた1,800万円を除く1,646万7千円が、令和6年度への繰越金であります。

まず、歳入の主な内容といたしまして、自主財源のおよそ6割を占める町税につきましては、法人町民税の減収等により、令和4年度と比較しマイナス3.9%、約1億800万円の減額となりました。

また、地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額が前年度より大幅に増額算定となったことから交付額は減額となり、マイナス11.0%、約1億8,700万円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、地方創生推進交付金や新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対策費用として交付された地方創生臨時交付金の減額等により、約１億３，８００万円の減額となりました。

諸収入につきましては、５年度から開始しました学校給食費の無償化に伴う学校給食費納入金の減額等により、約４，７００万円の減額となりました。

続いて、歳出の主な内容につきましては、保健センターと老人福祉センターを複合化し、幅広い世代が集う健康・福祉・子育て等の新たな拠点となる複合施設建設事業において、基本構想・基本計画の策定、用地測量を実施いたしました。

また、まちづくりの基本的な指針となる都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定いたしました。

そのほか、ハード事業といたしましては、昭和橋等の橋梁修繕事業に約１億２，３００万円、既存建物の解体、竹木の伐採等、中心市街地街並み整備事業に約５，１００万円、南条小学校蓄電設備設置事業に約４，１００万円などを支出したところであります。

ソフト事業といたしましては、５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、高校生タイ国研修事業の再開やアメリカ合衆国への中学生派遣事業を初めて実施いたしました。また、産後ケア事業の拡充や新生児の聴覚検査事業等、子育て支援の事業を実施いたしました。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

議案第５３号「令和５年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和５年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１２億５，８４８万４千円、歳出総額１２億５，７４７万８千円で、歳入歳出差引残額は１００万６千円となり、このうち５５万円を国民健康保険基金に積み立て、４５万６千円を令和６年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税２億６，４０５万１千円、県支出金８億９，７０６万６千円、一般会計繰入金８，１７２万７千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費８億８，５３３万５千円、事業費納付金３億３，７０３万７千円、保健事業費１，６５８万３千円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと１０．２％の減となっております。

議案第５４号「令和５年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に中之条・上平地区の整備により、令和５年度末で供用面積は

573ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は95%となりました。

令和5年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7億6,056万5千円、歳出総額7億4,089万7千円、歳入歳出差引額1,966万8千円となりました。

なお、この残額は、坂城町下水道事業に地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

歳入の主な内容といたしましては、受益者負担金2,552万6千円、下水道使用料1億8,787万3千円、国からの交付金2,540万円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町債2億760万円であります。

歳出の主な内容といたしましては、上流処理区維持管理負担金8,783万6千円、下水道管渠工事費1億2,583万8千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金2,030万7千円、長期債元利償還金3億9,004万6千円であります。

次に、議案第55号「令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明申し上げます。

令和5年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億6,524万9千円、歳出総額13億6,148万1千円で、歳入歳出差引残額は376万8千円となり、このうち20万円を支払準備基金に積み立て、356万8千円を令和6年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3億431万7千円、国庫支出金3億1,498万6千円、支払基金交付金3億4,079万3千円、県支出金1億8,197万3千円、繰入金1億9,834万8千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億2,870万5千円、基金積立金2,294万8千円、地域支援事業費6,508万4千円であります。

前年度と比較し、保険給付費は2.0%の増、地域支援事業費は3.5%の増でありました。

次に、議案第56号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明申し上げます。

令和5年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億5,040万6千円、歳出総額2億5,039万8千円で、歳入歳出差引残額は8千円となり、全額を令和6年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億196万3千円、一般会計繰入金4,840万1千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,919万4千円、総務費117万6千円であります。

議案第57号「坂城町公告式条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本案は、条例や規則など公布や告示等を行う南条揭示場の移転にあたり必要な改正を行うも

のであります。

内容といたしましては、南条掲示場の位置を、現在の「南条 6 0 3 4 番地の 1 の先」から、道向かいの南条児童館敷地である「2 0 8 6 番地 3」とするものであります。

議案第 5 8 号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、医療保険各法等の改正により、本年 1 2 月 2 日から医療保険の被保険者証が廃止されることから、坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、医療機関における医療保険各法に規定する被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であることの確認において、被保険者証の提示を、電子資格確認等に改めるものであります。

議案第 5 9 号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正により、本年 1 2 月 2 日から国民健康保険の被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還を求める規定について削除し、併せて条項ずれについて所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第 6 0 号「令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6, 6 6 1 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 7 1 億 8, 5 0 4 万 9 千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税 2 億 1, 2 8 9 万 3 千円、国庫支出金 9, 8 7 2 万 4 千円、前年度繰越金 6 4 6 万 7 千円、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金などの諸収入 3, 5 5 6 万円をそれぞれ増額し、基金繰入金 1 億 9, 3 9 9 万 2 千円、町債、これは臨時財政対策債であります、1 3 0 万 2 千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金 1 千万円、高校生年代までの支給期間の延長等制度改正に伴う児童手当 7, 0 6 5 万 7 千円、新型コロナウイルス予防接種に係る経費 4, 3 3 5 万 8 千円、インター先線延伸に伴う南田橋交差点改良工事 2 8 0 万円、町道及び林道の除雪に要する費用 1, 3 0 0 万円、バラ公園施設整備工事費 4 1 8 万円をそれぞれ増額し、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

また、今年度から来年度にかけて実施する戸籍システム標準化等対応業務委託を行うための債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 6 1 号「令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額

を13億5,649万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、基金繰入金12万5千円を増額し、前年度繰越金4万4千円を減額するものであります。

歳出の内容につきましては、郵便料金の値上げに伴う通信運搬費5万円、償還金3万1千円をそれぞれ増額するものであります。

議案第62号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億2,684万円1千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金356万6千円を増額し、歳出の内容につきましては、国庫支出金返還金324万6千円、支払基金交付金返還金2万円、県費支出金返還金21万円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ、一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第63号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,828万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金7千円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金7千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 続いて、各課長等に、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（宮嶋君） 令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について歳入歳出決算事項別明細書の13ページから、また、資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ及び4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書13ページの款1町税につきましては、収入総額が26億6,985万9千円で、前年度と比較しまして、率にしてマイナス3.9%、金額で1億825万6千円の減収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では納税義務者数、所得割額が共に増加したことにより、前年度対比プラス2.2%、法人分では、物価高騰による経費等の増加や売上げの減少などにより、マイナス23.1%、町民税全体ではマイナス8.3%、1億

601万円の減、固定資産税につきましては、マイナス0.5%、軽自動車税はプラス2.6%、町たばこ税はプラス0.8%、入湯税につきましては、入館者数の増によりプラス27.3%という状況でございました。

続いて、14ページの地方譲与税につきましては、令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,813万5千円、前年度対比プラス0.9%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額63万円で、前年度に対し14万円の減、款4配当割交付金は、決算額1,155万円で215万6千円の増、款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,148万4千円で、462万3千円の増となっております。

15ページの款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、法人税割が一定割合で交付された経過措置が令和4年度で終了したことにより、当町の交付額は4,234万1千円で、前年度に対し2,550万5千円の減となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億8,878万4千円で、前年度対比プラス1.0%、400万2千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時に自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源として、その一部が県から交付され、決算額は560万1千円で、前年度に対し114万4千円の増となっております。

次に、16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分や、固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額3,193万3千円で、前年度に対し1,422万円の増となっております。

款10地方交付税につきましては、5年度の普通交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額の算定費目の町民税法人税割が大幅に増額算定となり、交付額が減額となったことから、交付額については前年度対比マイナス11.0%、1億7,510万9千円の減となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し1,221万4千円の減額となり、地方交付税全体の決算額15億1,621万7千円で、前年度対比マイナス11.0%、1億8,732万3千円の減となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額142万1千円で、前年度に対し8万2千円の減でございます。

次に、17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、決算額3,486万2千円、前年度に対し38万1千円の増、19ページにかけての款13使用料及び手数料につ

きましては、決算額6,468万1千円、前年度に対し163万2千円の減でございます。

続きまして、22ページにかけての款14国庫支出金につきましては、物価高騰への支援に係る給付金事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等の補助金などが交付されましたが、新型コロナウイルス感染対策及びワクチン接種に係る補助金の減額などにより、前年度に対し1億3,801万3千円減少し、決算額は7億8,085万2千円でございます。

次に、26ページにかけての款15県支出金につきましては、決算額4億7,749万7千円で、JAながのちくま果実流通センターの施設等改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金により、前年度対比プラス11.9%、5,093万6千円の増となっております。

27ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、基金積立金利子が主なものであり、決算額は2,669万6千円で、前年度に対し102万6千円の増となっております。

続きまして、28ページにかけての款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金などにより、決算額は1億4,970万4千円、前年度に対し1,223万1千円の減となっております。

次に、款18繰入金につきましては、事業の目的に応じた特定目的基金からの繰入れが主なもので、文化センター耐震補強・大規模改修工事に伴う文教施設等整備基金からの繰入れなどにより、決算額7億584万5千円で、前年度に対し3,415万4千円の減、款19繰越金につきましては、決算額8,487万8千円で、前年度に対し3,271万7千円の増となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入等で、昨年4月から開始した小中学生の学校給食費の無償化に伴う学校給食費納入金の減額などにより、決算額は4億3,887万円、前年度対比マイナス9.6%、4,675万9千円の減となっております。

歳入の最後になりますが、款21町債につきましては、決算額1億7,826万5千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、南条小学校蓄電設備設置工事に係る緊急防災・減災事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債の発行を行いました。

前年度実施の町体育館耐震補強工事に係る緊急防災・減災事業債や臨時財政対策債が減額となったことにより、前年度対比マイナス46.3%、1億5,400万円の減となっております。

以上、歳入総額は76億9,010万4,628円で、前年度対比マイナス7.2%、5億9,626万8千円の減となりました。なお、調定に対する収納率は全体で98.2%でござ

います。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

総務課長（伊達君） 歳出につきまして順次ご説明申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、「令和５年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書３６ページをご覧ください。３６ページから３９ページにかけての款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

３８ページ、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員や会計年度任用職員が受診し、職員が何らかの健診を受けることで健康管理に努めているところでございます。

３９ページにかけての職員研修事業では、人事評価研修やラインケア研修などのほか、階層別研修、専門研修等を実施いたしました。

４０ページにかけての目２文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。

目３財政管理費は基金への積立金が主なもので、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てを行いました。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するとともに、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（竹内さん） 続きまして、目４会計管理費でございます。節１０需用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節１１役務費につきましては、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、目５財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る除草等の委託経費が主なものでございます。

次に、目６企画費ですが、４１ページの企画政策推進経費では、節１８で長野・上田両広域連合への負担金、また、町内在住あるいは町内在校の高校生を対象としたタイ国研修の補助金を支出したほか、町の移住定住人口の増加を目指して、町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金が主なものでございます。

４２ページにかけての温泉管理事業につきましては、節１４で温泉施設の源泉送水ポンプの更新工事や熱風呂ろ過循環装置オーバーホール工事等を行い、節１８では、燃料費の高騰などによる経営への影響を考慮して、指定管理者の町振興公社に対し、持続化負担金を支出いたしました。

４３ページにかけてのまちづくり推進事業では、節７で行政協力員の謝礼、節１２では文書配布等の行政事務委託、節１８では地域づくり活動の支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、節２４での信州さかきふるさと寄附金などの基金積立てが主なものでございます。

国際交流事業では、節１８で長野地域連携中枢都市圏事業の外国人向け日本語教室の実施に係る負担金のほか、町国際交流協会へ補助金を交付いたしました。

スマートタウン構想事業では、住宅用太陽光発電システムや家庭用定置型蓄電システムなどを対象に、家庭におけるエネルギーの効率的な利用促進に向けて補助を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、節７のふるさと寄附をされた方への返礼品代のほか、寄附者への利便性を高め、全国から寄附を受けやすい体制を整えるため、節１２でのインターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

４４ページにかけての複合施設建設事業では、保健・福祉・子育て分野を中心とする複合施設建設に向けた基本構想・基本計画の策定に取り組み、節１２において計画策定や用地測量等の業務委託を行いました。

続きまして、目７広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保守などに係る経費で、主なものは節１２のインターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料、節１３のシステムの使用料とハードウェアのリース料などでございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷製本が主なもので、４５ページにかけての電子自治体事業は、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築されたＬＧＷＡＮ（市町村行政ネットワーク）の経費として、節１２のＬＧＷＡＮ装置の保守料、節１３のデータセンターの使用料やネットワーク機器の賃借料、節１８の県へのネットワーク負担金などが主なものでございます。

続きまして、目８電算費は、行政事務等に係る電算化の経費が主なもので、節１２において機器などの保守料、節１３ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節１８では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

議長（滝沢君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後１時３０分まで休憩といたします。

（休憩 午後 ０時０１分～再開 午後 １時３０分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

なお、会議に入る前に、１４番 大森茂彦議員から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

引き続き、詳細説明を求めます。

総務課長（伊達君） 午前に続きまして、款２総務費、項１総務管理費、目１０業務管理費から

説明いたします。決算書45ページから46ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房、空調機械設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。また、工事請負費にて役場庁舎の内装改修工事、備品購入費にて庁用車の更新等を行いました。

繰越業務管理一般経費では、令和4年7月の落雷により破損した役場庁舎太陽光発電設備の修繕を行ったものでございます。

住民環境課長（山下君） 46ページ、目11防犯対策費でございますが、節10は主に防犯灯に係る電気料、節14は防犯灯設置工事費でございます。節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金や補助金でございます。

47ページ、目12交通安全対策費の主なものは、節7は主に交通指導員の報償、節10の主なものは、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品になります。節18の主なものは、千曲交通安全協会坂城支部への補助金でございます。

48ページ、目13消費生活費の主なものは、節7消費生活展に係る謝礼、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、48ページの目14男女共同参画推進費であります、節7で女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼のほか、節18で女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助などが主なものでございます。

総務課長（伊達君） 続きまして、目17災害援助費は、本年1月1日の能登半島地震で被災した石川県内の町に対し、長野県町村会を通じての公費義援金でございます。

収納対策推進幹（細田さん） 続きまして、同じく49ページ、目18定額減税調整給付事業につきましては、定額減税調整給付金の給付事業に対応するため、令和6年度住民税当初課税に係るシステム改修の委託料を計上したもので、最終のプログラムリリースが翌年度に持ち越されたことから、契約額の全額を翌年度への繰越しといたしましたものでございます。

次に、50ページにかけての項2徴税费、目1税務総務費につきましては、主に職員及び一般職非常勤職員の人件費等経常的経費のほか、節18負担金補助及び交付金における長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、51ページにかけての目2賦課徴収費につきましては、主なものは節10需用費の印刷製本費では、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷に係る費用、節11役務費の通信運搬費では、納税通知書等の送付に係る郵送料等、節12委託料は住民税固定資産税等の課税に係る電算処理業務委託料や、令和6年度基準固定資産税評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備の委託料等でございます。また、節22償還金・利子及び割引料は、個人住民税や法人町民税等の税額確定及び税額更正によります過年度過誤納金の還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（山下君） 51ページから52ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費などの経常的経費のほか、節11の主なものは、住民票などコンビニ交付に係る手数料、節12は住民基本台帳システム、総合戸籍システムなどの保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

総務課長（伊達君） 次に、52ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

53ページの目6県議会議員選挙費につきましては、令和5年4月9日実施の県議会議員選挙に要した経費で、千曲市、埴科郡選挙区は無投票でありましたが、選挙に備えた職員の手当等が主なものでございます。

54ページにかけての目7町長・町議会議員選挙費につきましては、令和5年4月23日に実施した町長・町議会議員選挙の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費、選挙運動費用公費負担金等でございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、54ページの項5統計調査費のうち目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

55ページにかけての目2委託統計調査費では、学校基本調査のほか、本年度が本調査となります世界農林業センサスにおける準備作業や、令和5年10月1日を基準日とした住宅土地統計調査を実施いたしました。

総務課長（伊達君） 同じく55ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。56ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、節18にて福祉関係団体への負担金、婚姻した世帯の新生活スタートを支援する結婚新生活支援補助金を交付いたしました。また、節24にて保健福祉等複合施設建設に向け、積立てを行いました。

57ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、地域福祉を推進する社会福祉協議会の円滑な運営を支援するための補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

生活困窮者価格高騰特別対策事業は、価格高騰対策として、電力・灯油・食料品等価格高騰に直面する生活困窮者世帯等の支援で、経済的負担を軽減するため、1世帯につき2万円の支援金を支給いたしました。

住民環境課長（山下君） 57ページ、目2国民年金事務費でございますが、主なものは節

10の印刷製本費で、二十歳のつどいの対象者に啓発物品を作成し、啓発いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、58ページの目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、主に節18にて長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金を支出いたしました。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

59ページにかけての高齢者生活支援事業は、車椅子等を利用する移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎など、外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

続きまして、60ページ、目4心身障がい者福祉費でございます。心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金のほか、けやき横丁での福祉施設自主製品販路拡大の事業補助を行いました。

重度障がい者介護慰労金支給事業は、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

61ページにかけての心身障がい者町単事業は、精神障がい者の入院医療費の助成のほか、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

62ページにかけての自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付費のほか、令和4年度の実績に伴う国庫返還金が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療に対す

る給付と、令和4年度実績に基づく障がい者医療費の国庫負担金返還金が主なものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理工費の交付を行ったものでございます。

63ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

64ページにかけての障害者計画等策定事業は、今年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画の策定に要した委託費、印刷経費が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、64ページの目5人権同和推進費は、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金の交付が主なものでございます。

65ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なもので、4年ぶりに隣保館ふれあい交流フェスティバルを開催したほか、節14にて隣保館玄関ドアの改修工事を実施いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、65ページから66ページにかけての目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。67ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務委託が主な経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の能力低下や認知症予防のための生きがい活動支援通所事業及び判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給をはじめ寝具洗濯等サービスの委託や、介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

68ページにかけての緊急通報体制整備事業では、独り暮らし高齢者の方が安心して過ごしていただけるよう、訪問員の報償のほか、緊急通報システム、あんしん電話と水道メーターによる見守りシステムの運用に要する経費が主なものでございます。

目10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業は、価格高騰による経済的負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し負担を軽減するため、1世帯につき

3万円の給付を行いました。

69ページにかけての電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業追加分は、価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し、さきに実施しました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の追加分として、1世帯につき7万円の給付を行いました。

目11物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯への支援を拡大し、1世帯につき10万円の給付を行いました。

次に、70ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したもので、ながの子育て家庭優待パスポート事業は、優待パスポートカード及び多子世帯用のプレミアムパスポートカードがこの4月から更新となったことに伴う新規カードの交付にかかった経費でございます。

71ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児の利用する施設への通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 同じく71ページ、目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支援事業でございます。これは第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定に関する調査等委託料がその内容でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、子育てを行う低所得世帯の生活支援として、対象児童1人につき5万円の支給を行ったほか、償還金として令和4年度に実施した補助事業の確定に伴う給付金事業の返還金が主なものでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業は、県が実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について、事業に係る制度周知などの事務を町が実施したものでございます。

72ページになります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、児童手当を受給する世帯のうち低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人につき3万円の支給を行いました。

子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、エネルギーや食料品等の価格高騰により大きな影響を受ける子育て世帯を支援し、物価高騰による負担を軽減するため、児童1人につき5万円の支給を行いました。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金などの支給を行ったものでございます。

73ページにかけての母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、73ページから74ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

74ページから79ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしては、需用費では、ガス代や灯油代等の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また委託料では、施設や機械類の保守管理料でございます。

79ページから80ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、80ページの目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、児童図書等の備品の購入費でございます。

80ページから82ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口として専門職である公認心理師や家庭児童相談員、保育士を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。また、センター昇降機の故障復旧工事を実施いたしました。

続きまして、82ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦と子育て家庭に対し必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と併せて経済的支援を実施することで、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、安心して出産・子育てができる環境を整える事業でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、町の災害見舞金支給制度等に基づき、火災等により建物に被害を受けた方6件の見舞金を支給いたしました。

保健センター所長（川島君） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。82ページから84ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室やこころの健康相談の開催に係る経費のほか、令和6年度から10年度を計画期間とする第2次坂城町自殺

対策推進計画の策定に係る経費でございます。

続きまして、目2予防費でございます。85ページにかけての予防費一般経費は、休日における医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金、信州上田医療センター医師確保事業補助金のほか、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター再編成事業に係る補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るために、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施した経費でございます。

86ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

87ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

88ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種に係る人件費及び接種委託料、接種の予約等を行うコールセンターの委託料が主なものでございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。89ページにかけての健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

90ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象とした一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施した経費でございます。

食育・健康づくり推進事業は、食育や健康づくりのための教室などの開催に係る経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費、保健センター管理一般経費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（山下君） 90ページの日6環境衛生費のうち環境衛生一般経費は、節1環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節12家庭用雑排水の浄化槽の汚泥収集及び中間処理などの委託費、自治区環境整備補助事業は、節18の自治区への環境整備事業に対する補助金、不法投棄ごみ撤去事業は、節12主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託費、狂犬病予防事業は、節12で獣医師会への狂犬病予防注射の委託費でございます。

91ページの日8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節

12の町内の主要河川及び地下水の水質調査に係る委託費でございます。

建設課長（堀内君） 同じく、91ページ、目9上水道費につきましては、今年度支出はございませんでした。

続きまして、92ページの目10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため、県内市町村で組織された長野県浄化槽推進協議会への負担金のほか、合併処理浄化槽設置に係る補助金を3件支出いたしました。

住民環境課長（山下君） 92ページから93ページの項2清掃費のうち、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節10の印刷製本費で、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費であります。節11はごみ指定袋のあつせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業の節18は、区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節10の消耗品費は、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入であります。節12は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料、節18は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。

資源物回収奨励事業は、節7でPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業の節18は、個人で購入した生ごみ処理機やコンポスト等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節18で千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（北村君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

93ページから94ページにかけての労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

95ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料のほか、多目的ホール天井の防水工事を実施いたしました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、96ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員の報酬及び職員の人件費が主なもので、農業者年金業

務は、農業者年金への加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

９７ページにかけての目２農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費でございます。

９８ページにかけての目３農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして節１８において入横尾、上平島、小野沢の３集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、４９歳以下の認定新規就農者への支援として、新規就農者育成総合対策事業補助金を２名に交付、また、新規就農者支援補助金として２名への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて８名に奨励金を交付したほか、農業後継者の経営発展に向けた取組を支援する経営継承・発展支援事業補助金を１名に交付いたしました。

地域営農推進事業では、節１２で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託したほか、節１８で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

９９ページにかけての需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業費補助金により、坂城町農業再生協議会において水田における転作状況の現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対して転作推進補助金を交付いたしました。

農振地域整備促進事業では、町の農業振興地域整備計画の総合見直しに向け、見直しの方針に関する住民説明会の開催や県との協議を行いました。

農地銀行活動促進事業では、町内６か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費のほか、節１７で冷凍冷蔵庫１台の更新を行いました。

１００ページにかけてのさかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信のほか、ねずこんの着ぐるみの修繕を行い、節１８でさかきブランドづくり事業採択者への補助を行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、コロナ下で規模縮小を余儀なくされていた坂城駅前葡萄酒マルシェや鉄道フェスタ *w i t h* ワイン&ふど市の開催に対し補助金を交付し、町内外から多くの方にご参加いただきました。

有害鳥獣対策事業では、節１２で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節１５で入横尾区及び網掛区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節１８では農産物を守る電気柵等の設置補助金を交付いたしました。

１０１ページにかけての繰越農業振興一般経費では、節１８においてＪＡながのちくま果実流通センターの集出荷作業の効率化及び大型ロットでの販売を行っていくため、老朽化した施設の改修及び最新式の選果機への更新をするための補助金を交付いたしました。

目５農地費、農地一般経費では、節１８でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

１０２ページにかけての農道等基盤整備町単事業では、大雨時の用水路、河川の水位を把握するために、水位センサーを町内１１か所に設置するとともに、用水路の修繕、しゅんせつ工事や農道の復旧工事を行い、町単補助事業では自治区等からの要望を受け、１２地区に対し原材料の支給や工事に対する補助を行いました。

農村地域防災減災事業では、防災重点農業用ため池である大英寺の池の耐性強化を実施し、堤体の安全性と貯水機能確保のための現況調査を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計７団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対する補助金を交付いたしました。

次に、項２林業費、目１林業総務費でございますが、１０３ページにかけての林業総務一般経費では、職員の人件費のほか節１２において木工体験による森林教育や、昨年４月に発生した林野火災の被害調査を行い、節１８においては間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目２林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

１０４ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費のほか、和平において植樹祭を開催し、カラマツ８００本を植樹しました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」へ補助金を交付いたしました。

１０５ページにかけての目３林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節１３及び節１５では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節１４では林道等の補修工事を実施いたしました。

目４森林環境整備推進事業費、森林環境整備推進事業では、節１２において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節１７で森林の整備面積を正確に把握するためにＧＰＳ機能を活用した測量機器の購入、節１８で森林所有者への意向調査に基づき、三者協定を締結した森林整備に対する補助を行い、節２４において今後の対象森林整備に向け森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費でございますが、106 ページにかけての商工総務一般経費では、職員の人件費のほか節 18 において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣しております公益財団法人に補助金を交付いたしました。

目 2 商工振興費、商工振興一般経費では、節 18 で商工業振興補助金を 17 社に対して支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、また商業店舗等のリフォームに対する補助を 6 件に対して行いました。

107 ページの中小企業対策事業では、節 18 で融資に係る保証料の補給を 93 件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を 261 件実施したほか、町内企業の受注機会、販路拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節 20 の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金 3 億 5 千万円を町内金融機関 4 行に支出し、令和 5 年度の融資実績といたしますと、県及び町制度資金を合わせて 93 件、9 億 9,504 万円の融資を実行いたしました。

また、節 22 で制度資金の繰上償還による保証料返還金を国庫に返納し、節 24 の積立金では、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策の 5 年間の利子補給に対する 2 年目以降の補給額について積立てを行いました。

108 ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節 12 でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城に委託したほか、節 14 で令和 4 年度に取得した旧児玉邸の既存建物の解体、竹木等伐採工事を行いました。

目 3 観光費、観光一般経費では、節 12 で葛尾城跡などの遊歩道整備と御堂川など桜並木の手入れなどを地元区などへ委託し、節 14 で大宮公民館前に葛尾城跡への案内看板などを整備したほか、節 18 では各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

109 ページにかけての町民まつり事業では、町民まつり運営のため実行委員会に補助を行いました。

目 4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. I プラザの光熱水費の支出のほか、節 18 では工業関係の各種団体へ負担金、補助金を交付いたしました。

工業団地整備事業では、節 12 でテクノさき工業団地内樹木伐採などの環境整備を行いました。

110 ページにかけての坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助のほか、蛍光エックス線分析装置更新のほか、試験検査機器の点検に対する補助を行いました。

111 ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節 12 で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、「第 13 回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」や「第 16 回お守り刀展覧会」などを企画展の開催に伴う経費などを支出

いたしました。

建設課長（堀内君） 111ページから112ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、土木総務一般経費は、職員の人件費に係るものが主なもので、繰越土木総務一般経費、節17は、町で管理するトラックの購入費でございます。

113ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路・橋梁の照明等の電気料、道路台帳の整備に係る委託料、県事業に対する町負担金が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内23区が実施した24か所の土木工事に係る補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止柵などの交通安全施設18か所の整備に要した経費等でございます。

目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持補修工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、114ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では金井工区、保地工区における補償算定業務等委託や、節14の金井工区の道路改良工事及び節16の用地代が主なものでございます。

道路新設改良一般事業では、村上地区のA06号線の歩車道を整備いたしました。

続きまして、道路改良事業（舗装修繕）は、A01号線の坂城地区などの舗装修繕を、また繰越道路改良事業（A01号線）は、令和4年度から繰り越した金井工区、保地工区の実施設計委託、工事費及び用地補償でございます。

繰越道路新設改良一般事業は、A06号線の道路改良工事を繰越しにより実施したものでございます。

続きまして、115ページ、目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節12で昭和橋、64号橋の設計・施工監理を実施したほか、節14では昭和橋及び64号橋の修繕工事を行ったものでございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、64号橋等の橋梁修繕に係る設計業務等の委託料及び工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う19団体への補助金、目2河川改良費、河川改良一般経費では、節12の水路修繕に係る設計測量委託等の経費でございます。

次に、116ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

117ページにかけての空家活用事業では、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守

委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空き家バンク利用促進補助金を４件交付いたしました。

繰越住宅管理一般経費では、中之条団地Ａ棟、Ｂ棟の給湯器の更新工事を繰越しにより実施したものでございます。

次に、目３住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅の合計４件の耐震診断と１件の耐震補強事業への補助を行いました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、２２件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、１１８ページにかけての項５都市計画費、目１都市計画総務費、都市計画総務一般経費は、職員の人件費と都市計画審議会等に係る経費が主なもので、繰越都市計画総務一般経費では、都市計画等策定業務について、令和４年度からの繰越しにより実施いたしました。

目３下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

１１９ページにかけての目４公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節１２でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に。また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託や、節１４ではびんぐしの里公園の遊具等の修繕工事を行い、節２４では公園整備基金への積立てを行いました。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節１２においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇等の管理委託、節１４ではバラ公園の駐車場整備工事のほか、公園内の通路整備、花壇改修などの工事を、節１８はばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

１２０ページにかけての項６高速交通対策費のうち、目１高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節１２の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務、循環バスの運行事業委託のほか、デマンド交通の実証実験による乗り合いタクシー運行業務に係る委託料、節１３では循環バス２台分の賃借料などで、節１４では坂城幼稚園前のグリーンベルト設置工事、節１８の主なものとしては、しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町で負担し、車両更新などを実施いたしました。

１２１ページにかけての目２高速交通対策整備事業費、渇水対策事業の主なものは、節１０の町内８か所の渇水対策用井戸ポンプの電気料が主なものでございます。

項７地籍調査費、目１地籍調査事業費の主なものは、込山地区、坂城１１区に係る測量委託のほか、地籍調査に係るシステムの保守等委託料及び使用料について支出したものでございます。

住民環境課長（山下君） 121ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊への負担金でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございますが、節7の主なものとは消防団員の退職報償金、節18は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などがございます。

続きまして、122ページから124ページにかけての目3消防施設費、消防施設一般経費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、可搬ポンプ積載車等の機械器具や消火栓・防火水槽の維持管理等に関する経費でございます。主なものとしたしましては、節12は町移動系防災行政無線に係る保守等の委託料、節14は第4分団ホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の改修工事費、節17は各分団の更新用消防用ホース、また第8分団の小型動力ポンプ、第6分団の軽積載車を購入いたしました。

節18は消火栓4基の改修に係る上田水道管理事務所への工事負担金等でございます。

建設課長（堀内君） 124ページの目4水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、目5防災費ですが、124ページの防災行政無線（同報系）管理事業につきましては、同報系防災行政無線の管理に係るもので、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の異動などに伴う戸別受信機等の設置工事費など、同報系防災行政無線の通常の運用に係る経費の支出でございます。

次の繰越防災行政無線（同報系）管理事業は、令和4年度における本庁舎への落雷被害により障害が生じた同報系防災行政無線の落雷対策機器の増設や、既存避雷器の上位品への交換などを実施したものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、125ページからの款10教育費についてご説明いたします。

125ページの項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

127ページにかけての目2事務局費、事務局一般経費は、特別職、一般職のPersonnel費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーのPersonnel費のほか、校務用パソコン等の使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金などが主なものでございます。

教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助金及び小中学校の学校給食費無償化に伴う給食費等補助金などが主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会を生きる心豊かな人間形成を図ることを目的に、坂城中学生を対象とする中学生海外派遣事業補助金及び小学2年生

から中学３年生までを対象に、文化センター体育館を会場に、外国の方々との交流を通じて国際感覚や英語を楽しみながら身につける事業のEnglish Day in 坂城町に対する補助金でございます。

１２８ページにかけての私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園への施設型給付補助金及び町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する児童の特定教育・保育の無償化に伴う給付費などが主なものでございます。

教員住宅管理事業は、老朽化していた村上教員住宅の解体撤去に要する経費でございます。

学力向上事業は、小学２年生以上中学３年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上を図りました。また、小学４年生以上の小中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

１２９ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

１３０ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づき児童生徒１人１台端末等と、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託や情報通信用備品の購入が主なものでございます。

次に、項２小学校費、目１小学校総務費、小学校総務一般経費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、南条小学校はうんていなどの遊具設置及び体育館トイレの配管工事、村上小学校は校門から昇降口手前までの舗装工事及びジャングルジムなどの遊具設置、坂城小学校は校庭北側の排水路改修工事及び低学年棟のトイレ入り口に間仕切りドアの設置工事などを行いました。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、繰越スマートエネルギー設備導入事業につきましては、災害時の避難所となる小学校の体育館への継続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策を実現するため、南条小学校に蓄電設備を設置し既存の太陽光発電設備との連携を図るもので、令和４年度からの繰越しで事業を実施したものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、１３１ページから１３２ページにかけての目２南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費、修繕料など校舎管理に関わる経費、そして警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等の経常的経費のほか、感染症予防対策として、網戸などの備品購入を行いました。

小学校管理費につきましては、１３３ページから１３４ページの目４坂城小学校管理費につ

きましても南条小学校と同様に学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費のほか、感染症予防対策としてサーキュレーターや網戸などの備品、また、地域の方からの寄附金を活用して、プロジェクターやスクリーン、テントなどの備品購入を行いました。

134ページから135ページの目6村上小学校管理費につきましても、南条小学校と同様に、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費のほか、感染症予防対策として網戸などの備品購入や、地域の方からの寄附金を活用して、音楽の授業で使用する木琴を購入いたしました。

次に、132ページにお戻りいただき、目3南条小学校教育振興費です。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科書改訂に伴う学習指導要領や教科学習用などの消耗品、児童用図書、理科実験用などの教科用備品の購入、そして就学援助費などでございます。教育振興費につきましては、134ページの目5坂城小学校教育振興費、135ページから136ページの目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、136ページの項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校保健室及び職員室の老朽化した空調設備の更新、校内内線電話設備の更新工事を行いました。

続きまして、138ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等や感染症予防対策として網戸などの備品購入が主な内容でございます。

目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材用品等の購入、就学援助費等が主なものでございます。

140ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費の主なものは、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員の人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金、文化協会などへの補助金が主なものでございます。

文化の館事業につきましては、光熱水費や警備委託などの施設管理に係る経常的な経費のほか、文化の館駐車場から施設入り口までの通路の舗装工事を行いました。

続きまして、141ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、分館役員の謝礼、分館活動費の補助などが主なものでございます。

142ページにかけての各種公民館事業は、公民館報の発行や公民館講座等の講師謝礼で、文化講座をはじめ納涼音楽会、二十歳のつどい、文化祭、春のスポーツ大会などの各種事業を開催し、大勢の皆さんのご参加をいただきました。また、町民運動会は、雨天により中止いたしました。

分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕及び備品整備に係

る補助を行いました。

143ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費につきましては、図書館長の報酬、会計年度任用職員の人件費のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、図書の購入費のほか、光熱水費や館内清掃等委託、電気保安点検等施設の維持管理に係るもの、そして図書の購入費が主なものでございます。

144ページの図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

145ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、会計年度任用職員の人件費、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助、旧久保家住宅の警備委託などの維持管理に係る経費のほか、旧久保家住宅長屋門南側の工場跡地の利活用として、駐車場の整備を行いました。

146ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や、「第9回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。また、老朽化していた坂木宿本陣表門の屋根瓦の撤去及び屋根のふき替え等に係る改修工事を行いました。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る重機借り上げなどの経費が主なものでございます。

次に、目5資料館管理費、資料館管理一般経費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経常的な経費のほか、格致学校西面フェンスの修繕工事を行いました。

続きまして、147ページにかけての目6文化センター管理費、文化センター管理一般経費は、施設の光熱水費や日直業務の委託料など、維持管理に係る経常的な経費のほか、施設の長寿命化と利用者の利便性の向上を図るための文化センター耐震補強・大規模改修工事に着手しましたが、工期を延長し翌年度に事業繰越しを行いました。また、本事業は、本年6月末に竣工となっております。

続きまして、目7青少年育成費、青少年育成一般経費につきましては、青少年を育む町民会議への補助や、各地区で管理している遊具の点検等に係る遊具管理等補助金などが主なものでございます。

次に、148ページの目9生涯学習振興費、生涯学習推進事業では、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座等の開催に係る経費が主なものであります。

次に、149ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ

少年団への補助金が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室の開催に係る経費が主なものでございます。

150ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料のほか、マレットゴルフ場整備のための備品購入などが主なものでございます。

目2武道館管理費、武道館管理一般経費は、指導者への報酬のほか、施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費のほか、武道館の屋根の修繕工事を行いました。

次に、150ページから152ページにかけての目3食育・給食センター運営費、食育・給食センター運営事業につきましては、職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託、修繕料などの施設維持管理に係る経費が主なものでございます。

今年度から子育て支援施策として、学校給食費の無償化を実施いたしました。引き続き児童生徒などへの食育の推進と、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供に努めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 続きまして、152ページの款12公債費につきましては、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

153ページにかけての款14予備費につきましては、食育・学校給食センターの冷蔵庫の故障による購入費102万3千円のほか、2件について急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和5年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で負担する元利償還金に一部事務組合等が起こした起債に対する町の負担分を含めた額が、町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度と変わらず7.9%となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

町の財政健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は71億5,523万8,570円で、前年度対比マイナス12.5%、10億2,225万6千円の減となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で91.7%でございます。

以上で令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 会議の途中でございますが、ここで換気のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時43分～再開 午後 2時53分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、日程第13「議案第52号」から日程第17「議案第56号」までの5件は、令和5年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） それでは、過日実施いたしました決算審査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和5年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてございます。

この意見書は、8月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

最初に審査の概要につきまして、審査期間は7月19日から7月31日まで及び8月19日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付されました令和5年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。内訳は坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の5会計でございます。

また、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和5年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は社会福祉法人坂城町社会福祉協議会の令和5年度歳入歳出決算を対象といたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月19日に実施いたしました。

次に、審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和5年度に施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算

定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等からの主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容等について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げて実施しております。また、例月監査におきましても毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として社会福祉法人坂城町社会福祉協議会についても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査につきましては、担当者から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算額及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。社会福祉法人坂城町社会福祉協議会につきましても正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上、審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめました。適宜意見を添えながら説明させていただきます。

まず総括として令和5年度の決算について、一般会計と特別会計を表にまとめてございます。一般会計は歳入総額が76億9,010万4,628円、歳出総額が71億5,523万8,570円になりました。歳入歳出差引残高は5億3,486万6,058円となりました。

一方、特別会計ですが、四つの会計の合計額で歳入歳出総額を記載されております。歳入総額は36億3,470万4,192円、歳出総額が36億1,025万4,108円になりました。歳入歳出差引残高は2,445万84円となりました。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめてございます。主要な四つの指標ではありますが、いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は82.2%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。昨年より3.1ポイントの増となっています。今後、抑制に向けて留意していただきたいと思います。

次に、財政力指数ですが、0.621であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われていますが、3年平均で昨年より0.02低下しております。引き続き財政の健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は4.6%、実質公債費比率は7.9%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であり、起債事業は将来の負担を負うものですから、運用にあたっては十分留意され、引き続き健全な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

次に、5ページから8ページにかけて、一般会計の詳細についてまとめてございます。決算額は歳入総額が76億9,010万4,628円、歳出総額が71億5,523万8,570円、歳入歳出差引残高は5億3,486万6,058円となり、そのうち1,800万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5億1,686万6,058円は翌年度に繰越しとなっております。

歳入につきましては、収入済額は前年度と比較して5億9,626万8,208円の減となっております。令和5年度の款別の収入状況は、表のとおりでございます。

次に、6ページには町税の税目別収入状況を一覧にしております。町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全体の収入済額は26億6,985万8,122円で、前年と比較した額で1億825万6,318円、率で3.9%の減となっております。町民税の収入済額は11億6,422万6,617円で、前年比8.3%の減となっております。そのうち個人町民税は2.2%の増、法人町民税は額で1億2,250万700円、率で23.1%の減となりました。固定資産税については0.5%の減となりました。

また、収納率ですが、現年課税分は99.5%となり、前年と同率、滞納繰越分を含めた町税全体では96.2%と、前年比1.5ポイント改善されております。

収入未済額全体の残額は、収入率の増加、滞納処分が行われたこともありまして、昨年より432万1,606円の減となっております。未納額の解消には大変ご苦労されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めてください。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

歳出の状況については、8ページにまとめてございます。歳出額は前年と比較して10億2,225万6,297円の減少となっております。支出状況を款別の表にしてあります。また、表の下にまとめてありますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、令和元年度以来となる町民まつりの開催や、高校生を対象とするタイ国研修事業の再開、アメリカ合衆国への中学生海外派遣事業が初めて実施されるなど、社会経済活動の正常化が進み、多くの事業が実施されました。

ハード面では、南条小学校に蓄電設備が整備され、地域の中核避難所となる3小学校全てに太陽光発電、蓄電設備が整備され、災害時の電力供給が可能となり、災害に強く環境に優しいまちづくりが進められました。また、中心市街地街並み整備事業の実施、町道A01号線道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業なども継続されて実施されました。

ソフト面では、物価高の影響を受けている低所得者世帯等を支援する給付金支給事業や産後ケア事業の拡充、新生児の聴覚検査の公費負担、学校給食費の無償化を開始されるなど、出産・子育て世代を支援する事業が実施されております。今後も住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効率的な執行をお願いいたします。

次に、特別会計ですが、各会計について歳入歳出の決算額、収入の状況等を9ページから11ページにまとめてあります。お目通しいただき、説明のほうは省略させていただきます。

11ページ下段になりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページから13ページは、基金の運用状況について載せてございます。一般会計18基金、特別会計2基金となっております。各基金の設置目的に合った活用がなされ、その処理は適切であると認めました。

次に、工事検査であります。7月31日に本年度施工された工事のうち、14ページに記載の3か所について調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しました。

次に、指摘事項であります。一般会計は各課ごと、特別会計は会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

なお、この記載に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にてお願いをさせていただきます。

また、財政支援団体については、監査の折にその内容を伝えてございます。個々の内容については省略しますが、お目通しいただきたいと思います。

最後になりましたが、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。この法律は地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、当町では決算が黒字でありますので数値が入ってきません。実質公債費比率は7.9%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされているものと言えます。

す。

将来負担比率は一般会計の地方債残高のほか、下水道事業の特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合などに対する債務を含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったので数字が入りません。

また、資金不足比率は公営企業会計としての下水道の資金が充足されているため、数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和5年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月9日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時11分）

